

新たな子育て支援計画（案）について

1 文京区地域福祉推進協議会、文京区子ども・子育て会議等での検討状況

(1) 文京区地域福祉推進協議会

- 令和元年5月31日（金） 「子育て支援計画の策定について」
- 令和元年8月28日（水） 「子育て支援計画の検討状況について」
- 令和2年1月30日（木） 「新たな子育て支援計画（案）について」

(2) 文京区子ども・子育て会議及び文京区地域福祉推進協議会子ども部会

- 令和元年5月16日（木） 「子育て支援計画の策定について」
- 令和元年7月5日（金） 「子ども・子育て支援事業計画策定に向けた人口推計・ニーズ量の算定結果等について」
- 「子育て支援計画の構成について」
- 令和元年8月26日（月） 「子ども・子育て支援事業計画策定における各事業の量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期について」
- 「子育て支援計画の構成について」
- 令和元年10月29日（火） 「子育て支援計画の検討状況について」
- 「パブリックコメント・区民説明会の実施について」
- 令和2年1月21日（火） 「子育て支援計画（中間のまとめ）のパブリックコメント、区民説明会の結果について」
- 「子育て支援計画の最終案について」

2 子育て支援計画（中間のまとめ）のパブリックコメント及び区民説明会の実施結果

(1) パブリックコメント

実施期間：令和元年12月6日（金）～ 令和2年1月6日（月）

募集結果：20人 31件

(2) 区民説明会

開催日時	会場	参加人数
12月15日（日） 10:30～12:00	文京シビックセンター	1人
12月19日（木） 18:30～20:00	文京シビックセンター	3人

計4人

(3) 意見及び意見に対する区の考え方

別紙1「パブリックコメントにおける意見と区の考え方」及び別紙2「区民説明会における意見と区の考え方」のとおり

3 子育て支援計画（案）

別紙3「子育て支援計画（中間のまとめ）からの主な変更点」及び別添別紙4「子育て支援計画（最終案）」のとおり

4 策定

令和2年3月

パブリックコメントにおける意見と区の考え方

No.	ご意見（原文）	区の考え方
1	<p>「多子家庭優遇希望」について 少子化と騒がれる中で、うちには4人の子どもがおりますが、未だに優遇されたり支援を受けられなかったことがありません。稼ぎ手が一人で子どもを4人育てるといふのは、それはもう大変なこと、もっと税金を免除したり、教育センターや区のイベントに優先して招待したり、金銭やサービス面でもっと多子家庭や稼ぎ手が一人の家庭に優しくしてくれることを期待します。子なし共働き家庭と多子単働き家庭で同じ税率というのは、あまりに子を生み育てるメリットや強みがありません。とても苦しいです。</p>	<p>子育て世帯の経済的負担については、平成30年度に実施した「文京区子育て支援に関するニーズ調査」の結果においても、「子育ての不安や悩み」の回答として上位に入っています。このため、多子世帯には限定していませんが、医療費助成や私立幼稚園等の保育料助成など様々な助成制度や、児童手当を支給しており、新たな子育て支援計画においても、子育て世帯の経済的負担を計画事業に位置付けていきます。</p>
2	<p>「子どもを守る安全安心なまちの環境整備」について 乳幼児の公園環境は整ってきたように見えますが、小学生が思い切り体を使って自由に遊べる場所が殆どないに等しいと思います。公園等はすべて球技禁止との掲示板がたっており、エネルギーのあふれた小学校児童らが自由に遊べる場所がないように思います。公園等にもネットを張るなどの工夫をしたり、ちよっとした壁打ちの施設やバスケットゴールなどの施設などできることがあると思います。先進的な施策ができる文京区ですから、北欧や米国等の子育て施設が充実している海外の町づくりを学んで欲しい。</p>	<p>現在、区内の8公園に、キャッチボール場等がありますが、新たにボール遊びができる施設の整備は、広い面積を要するため、設置可能な公園は限定されます。新たな運動施設については、文京区公園再整備基本計画に基づき、再整備を進めていく中で利用者の意見を踏まえ、既存のキャッチボール場の活用など地域のニーズに対応した子どもへの環境整備に努めていきます。</p>
3	<p>「子育ての本当の意味」について 「子育て」というのは生まれてきた子どもが自分で生きていく力を身につけさせることではないでしょうか。小さな子どもが成長するその一瞬一瞬を目に焼き付けて子育てを楽しんで欲しい。だが社会では「支援サービス」に頼りっぱなし。「支援」は、支援する人の達成感の為にあるものではない。サービスの意味を考え直して欲しい。何でも無料。何でも自由。それでは親も子供も育たない。たった10円でもいい。自分で心からの気持ちをしてくれる人に対してお礼をする。動かない。働かないで食事が出てきたり、送迎されて行きたい場所に行くなど？サービスのあり方を改めて欲しい。親も子どもも、このままでは甘えることしか学ばないのでは……。心配です。</p>	<p>子どもの生きる力と豊かな心を育むことは重要であると考えており、本計画の第4章「主要項目」の柱として掲げ、子ども達が様々な体験を通して人権尊重の理念や社会生活の基本的ルールを身に付けられる事業を計画しています。 子育て支援については、計画の検討段階において、預ける事を中心とした子育てサービスに偏らないよう、子どもを第一に考えた「より良い子育て」について議論してきました。引き続き、子どもの最善の利益について深く考えながら、事業を推進していきます。</p>
4	<p>「子どもの健やかな成長の支援」について うちの子は肥満児（小4）です。私はフルタイムで働いており、平日は子どもに運動させることができませぬ。子どもも一般の野球やサッカーにはついていけないので入るのを嫌がりませぬ。 他の市区町村には肥満児を運動させる教室があるようです。また、本郷の総合体育館のプール教室は数年前に入会した子がバタフライまで泳げるようになっていて、他の子は水泳を習えないのは平等ではないです。</p>	<p>本計画では、スポーツを通じて子どもたちが健やかに成長できるように、「親子スポーツ教室」や「小中学生スポーツ教室」などの事業を計画しています。 また、子どもの食生活の重要性に着目し、小学生を対象とした食育に関する取組も新たに掲載しました。運動の機会、食生活、保健等、様々な観点から取り組んでいきます。</p>

5	<p>「子どもの生きる力・豊かな心の育成」について 私は文京区内に孫3人を持つ住民です。孫は2歳から5歳までですが、孫や他の子供たちを見て感じることはありません。子供同士で遊びますが年齢が離れた同士で遊ぶことや親以外の大人や高齢者との関係づくりなどが私の子供のころより「ヘタ」だなあと思っています。それは、そういう体験をする機会が少ないからではと思います。中高生との接し方、高齢者との接し方などの機会を何らかの方法で多く経験させたらどうかと思えます。それぞれの経験や子供達の将来に役立つと思えます。</p>
6	<p>我が家は心理的DV、経済的DVにあっています。別居はしていますが母子家庭にまだなれない(離婚ができていないため)ひとり親家庭なのですが、区には家庭支援センター、福祉事務所、警察様々などお世話になっていて、離婚できないうちから使えぬ支援も何も使えません。子ども宅食は、利用させていただいており大変助かっております。上の子が小学生なのですが放課後学校でアクティビティの利用と学童は家から離れるためまた低学年しか通えないため民間学童に行っておりませんが、補助がないため費用がとてもかかってしまいます。アクティビティの利用時間が平日は17時まで、学校のない日が10時から17時まででもう少し17時半までとか学校のない日も学校と同じ時間帯で利用できるかと大変助かります。子供が学童に移動するのも心配なことも多く学校にいらされるだけで親は心配が少し減ります。</p>

本計画では「地域社会全体で子どもを育む体制の構築」を主要項目として掲げており、「ふれあいいいきサロン」や「地域団体による地域子育て支援拠点事業」など身近な場所や地域とつながる機会を増やす事業を計画しています。

また、小中学校においては福祉教育を実施しており、各学校で、高齢者とのふれあいいいきサロンや、高齢者施設を訪問するなどの取組をします。

また、中学校における部活動体験や、中学生の小中学校におけるボランティア活動等、小中連携の取組なども行っています。

引き続き、多世代交流の場がつくられるよう取り組んでいきます。

本計画では、「安心して育ち、子育てでできる支援体制づくり」を主要項目として掲げています。ひとり親家庭に限らず、子育てに関する様々な困難を抱えた家庭を支援するため、相談体制を充実させ、子育て関係機関の連携強化に取り組んでいきます。

放課後全児童向け事業(アクティビティ)については、現在、事業内容充実の一環として事業時間の延長に取り組んでいますので、今後、学校や各校のアクティビティ運営委員会と協議の上、検討してまいります。

「私立認可保育所等の質の向上」について
私立保育園の設置が謳われていますが、質の確保の取組みをお願いします。

例えば

○各施設の職員の離職率(継続率)、保育士経験年数の分布、を公表する

○園庭の無い保育園が、園庭代替公園として届け出している公園(児童遊園を含む)が重複している場合、園庭面積の基準を充足するか確認すること、満たさない場合、小学校・中学校・長期休暇中の幼稚園・運動場などの区有施設を利用できるように調整すること、園庭代替公園の設備を引率者2名でも安全に遊ばせられるよう整備すること

○公立保育園との連携(サポート)関係の維持・継続

○私立保育園の増加に伴い、サポートする公立保育園の負担が増加しているため、私立園3:公立園1程度の割合になるよう、公立園も増設してください。

○退職や異動については、結婚、介護、転居など個人的な理由が含まれているため、単純な数字の公表は、園運営に対する誤解を招く恐れがあり、直ちに実施できるものではないと考えています。なお、保育士等の平均経験年数については、東京都が運営しているサイト内で順次公表してまいります。

○園庭のない私立認可保育所等が代替遊戯場として指定する公園等が重複する際、面積基準の規定はありませんが、外遊びの機会の確保のため、小中学校の校庭活用をはじめとして、六義公園運動場や後楽公園少年野球場の活用、区内企業の協力を得たホールの開放等を行っています。また、代替遊戯場となる公園については、文京区公園再整備基本計画に基づき再整備を進めていく中で、利用者の意見及び安全性の観点も踏まえ、地域のニーズに対応した子どもたちの環境整備に努めてまいります。

○公立保育園との連携については、園庭等の施設利用のほかに、行事等を通じた園児交流や職員交流など、各連携園同士(私立園同士を含む)で取り組んでいます。併せて、公立保育園が開催する研修会への参加や、私立認可保育所等連絡会への園長参加による情報共有なども進めており、引き続き、様々な形で連携を図ります。

○スピード感をもった待機児童解消のため、開設までの時間等を検討した結果、私立認可保育所の整備を中心に待機児童対策を進めているところであります。整備の際に、良質な事業者からの提案を採用することに努めるとともに、私立認可保育所等の開設後は、区立保育園との連携のみならず、巡回指導や研修の実施等、様々な事業を行っており、各園の園運営や保育に活用されています。

今後も保育の質の向上に資する取組を推進してまいります。

8

「私立認可保育所等の質の向上」について

○新たに認可保育所を続々作ってくださり感謝しております。説明会で伺ったお話ですが、運動会や発表会の場所の確保に苦勞されているようでした。「小学校の校庭も、新参者は難しく・・・」とおっしゃられておりました。中学校の校庭をお借りしたり、地域センターのホールの借用など、区のほうで仲介やアドバイスをして差し上げると、大変助かるのでは、と思いました。

○幼保無償化ですが、やはり有償に戻し、その費用を保育士さんたちの給与に充ててほしいと切に願います。ここで申し上げていいのかわかりませんが、何かの形で国に届いたらなと思います。

○区では、園庭のない私立認可保育所等の運動会会場の確保するため、各園の希望に応じ、小中学校校庭等活用のための連絡調整を行っています。今後も引き続き、限られた環境のなかでも園児の成長・発達を最大限に促すことができよう、各種施設活用のための調整に取り組んでいきます。

○区では、技能・経験に応じて人件費を加算する「処遇改善等加算Ⅱ」の導入や「保育士等キャリアアップ補助金」、「保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金」等を活用し、保育士の処遇改善に努めています。なお、保育士の更なる処遇改善等については、全国市長会を通じて、国に要望しています。

9 ○公立中学校の不登校出現率の高さは喫緊の課題だと思えます。まず、教育機会均等法に則り、不登校の学生にも機会を均等に与えるために、自宅でスカイプや、オリヒメなどでテレビ授業などが受けられるように一斉に整備。
また、教員は学校の連絡をメールなどで知らせる事ができるように整備。
スクールソーシャルワーカーは常勤で、学校を通さず、直接連絡ができるように直通の電話番号やメールアドレスを設置。
スクールカウンセラーも9:00～17:00ではなく、シフトでいいので、親が相談できる時間帯にできるようにしてほしいです。
また、起立性調節障害や、発達障害などによる不登校もあるので、小児科の病院と連携して、新起立テラストなどが受けられるよう情報提供、及び連携をしてほしい。

○保育園の質の向上をお願いしたい。近所で、信号無視をして子どもたちをカートに乗せている場面を見ました。

○小学校における、2分の1成人式とか、無駄な行事を廃止して欲しい。

○放課後デイなどが増えてとても良いと思いますが、育成室の充実化もお願いいたします。

○フクイチの事故から7年以上経ちますが、ここから病気が増えてきます。
なお一層の給食の産地表示、牛乳を減らす、水の安全対策をお願いいたします。

○不登校児童生徒への支援については、不登校となった要因を的確に把握し、学校、家庭、関係機関が情報共有し、個に応じたきめ細やかな支援を行うことが重要です。教育機会確保法に基づき、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、ICTを活用した学習支援、民間フリースクールなど様々な方策を活用し、社会的自立への支援を行っていきます。また、不登校を生まない教育環境の整備に向けて、学級集団アセスメントの実施拡大やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充についても進めていきます。総合相談室における不登校相談では、専門家による面接での相談に加え、24時間の電話相談を実施するとともに、医療機関との連携を進めています。

○区では、交通管理者、道路管理者、保育園とともに散歩経路における危険箇所の合同点検を行うなど園外活動の安全確保に努めていますが、今後関係機関と連携の上、保育園に対し交通安全の啓発を行うなど、園児の安全確保に関する取組を行っていきます。

○2分の1成人式など学校行事につきましては、各学校が毎年、教育課程を編成し、実施していきます。また、令和2年度より、小学校においては、新学習指導要領が全面实施になりますので、教科等のねらいに応じて、各学校が行事等の見直しを行っていきます。

○今後も、育成室の利用需要を的確に捉え、必要性の高い地域への整備拡充を進めるとともに、児童の自主性・社会性を一層育むよう、育成室の充実を図っていきます。

○給食食材の選択については、産地の確認及び放射性物質測定等を実施し、安全・安心な給食の提供に努めており、各校において食材の産地を公表していきます。また、牛乳や水道水についても、測定や検査を継続し、安全対策に努めていきます。

No.	ご意見(原文)	区の考え方
10	<p>「ワーク・ライフ・バランス」や「子育てと仕事の両立」への理解を促す意識形成や啓発に関する視点の重要性をもっと強調すべきである。「仕事と生活」「子育てと仕事と生活」が調和した暮らしを実現できるように、区民・区内事業者等への意識啓発や働きかけをもっと強化していくべきである。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスの推進や仕事と家庭生活の両立への理解促進については、重要な視点であると捉えています。</p> <p>具体的には、女性の再就職準備セミナーや男性の家事支援講座を開催し、仕事と家庭生活の両立への支援を行っています。</p> <p>また、区内事業者に対しては、仕事と家庭生活が両立しやすい職場環境の整備を進めてもらうため、女性の活躍を推進し、男女平等参画の実現を目指す企業の登録事業や、労働行政機関との連携による労働関係法規のセミナー等を実施するなど、啓発を行っているところと見えます。</p> <p>今後、区民、区内事業者等に対し、仕事と家庭生活を見直すきっかけとなるような事業等を通じて、意識啓発や働きかけを行ってまいります。</p>
11	<p>本計画全体を通じて、「豊かな心」「豊かな人間性」という記載があるが、そこに「未来を切り拓く」や「未来を創る」という側面は含まれているのか、いないのか曖昧である。少なくとも「豊かな心」や「豊かな人間性」は「未来を切り拓く」「未来を創る」という面に於いて大きく役立つものであり、本計画に於いてその相互関連性に着目した記載をすべきである。日本の為、世界の為、人類の為を考えることが心の「豊かさ」であり、人間性の「豊かさ」である点も明記し、文京区民の共通認識とすべきである。</p>	<p>今回の学習指導要領等の改訂では、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することが言われています。「豊かな心」「豊かな人間性」は、その資質・能力の一つであることから、本区においても引き続き育成に努めてまいります。</p>
12	<p>本計画全体を通じて、「豊かな心」「豊かな人間性」という記載があるが、抽象的であり、何を以って「豊か」と評価できるのか、丁寧な説明が必要である。例えば、進んで社会貢献・国際貢献・地域貢献する心や人間性は「豊か」を表す象徴例であろう。「あらゆる差別を排する」という意思のあり方も「豊かな心」「豊かな人間性」を示す具体例であろう。文京区として何を以って「豊か」と称し、具体的に何を念頭に置いているのか丁寧に示し、その認識を区民と共有すべきである。</p>	

13 本計画全体を通じて、「すべての女性が愛情に包まれた中で産み」、「子どもが愛情に包まれて育つ」という視点が抜け落ちているように感じる。この2つの視点は計画全体を通過する重要な視点であって強調しても強調し過ぎることはないはずである。「愛情に包まれた」は受け身の表現であるが、裏返せば「愛情で包み込む」ということであり、その主体の範囲は限りなく広く、その分、極めて難しい反面、極めて重要な視点であると言える。本計画に於いて、「すべての女性が愛情に包まれた中で産み」、「子どもが愛情に包まれて育つ」という視点を盛り込む、具体的に明記し、文京区民の共通認識とすべきである。

14 本計画では「子どもの最善の利益の確保」を強調しているようであるが、「子どもの最善の利益の確保」と「子どもに対する差別的禁止」「子どもの生きる、育つ、発達する権利」「子どもの意見の尊重」は等しく重要ではないのか。「子どもの最善の利益」に関する記載と同じ重きを置いて「子どもに対する差別的禁止」「子どもの生きる、育つ、発達する権利」「子どもの意見の尊重」についても説明あるいは解説をすべきである。もし、文京区に於いて「子どもの最善の利益の確保」が最重要であると主張するのであれば、その合理的根拠を示しつつ丁寧に説明責任を果たし、区民の納得を得る努力をすべきである。

本計画における現状の記載では、あたかも「子どもの最善の利益の確保」と「子どもに対する差別的禁止」「子どもの生きる、育つ、発達する権利」「子どもの意見の尊重」はそれほど重要でないかのような印象を区民に与えかねず、深く憂慮する。

仮に「子どもの最善の利益」が最重要であるとの主張を受け入れられるとしても、それは「子どもに対する差別的禁止」「子どもの生きる、育つ、発達する権利」「子どもの意見の尊重」を十分に理解したうえで認識であって、これらが抜け落ちたうえでの「子どもの最善の利益」は砂上の楼閣のようなものである。

子ども権利を守るための一般原則である「子どもに対する差別的禁止」「子どもの生きる、育つ、発達する権利」「子どもの意見の尊重」についてはしっかり解説し、区と区民との間で確固たる共通認識を築くべきである。

子どもの権利条約において、「子どもに対する差別的禁止」「子どもの生きる、育つ、発達する権利」「子どもの意見の尊重」は、「子どもの最善の利益の確保」と併せて、子どものあらゆる権利を保障するにあたっての基本原理であると同時に、それ自身が子どもの権利とされています。これらは当然のことながら、互いに優劣の区別はなく、一つの原則が他のものよりも優先されるものではありません。

一方で、「子どもの最善の利益」と他の三つの原則との関係については、それぞれの権利・原則が積極的にかつ最大限度保障されるべく、「子どもの最善の利益」を図るものと位置づけられています。

また、「子どもの最善の利益」は、子どもの権利条約第3条第1項において、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいづれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」と定められています。これにより、文京区においても、子どもに関わるあらゆる施策や決定については、子どもの最善の利益を指針としているため、子育て支援計画策定に当たっては、この原則を計画全体に掲げておられます。同時に、他の3つの原則をはじめ、子どものあらゆる権利の保障についても、区として最大限度尊重し計画に取り込んでいます。

このように策定された子育て支援計画においては、「すべての女性が愛情に包まれた中で産み」「子どもが愛情に包まれて育つ」という大切な二つの視点についても、すべての女性はもろろんのこと、親となるうとする男性も共に、安心して子どもを生み育てることができ、文京区の大切な子どもたちが愛情に包まれて育つことができるよう、様々な取組を計画しています。

なお、子どもの権利条約については、全文を巻末に掲載する予定です。

15	<p>本計画全体を通じて、「子育てに優しいまちづくり」「子育て家庭に優しいまちづくり」の視点を欠けている。これらは単に防犯面だけで実現するものではなく、都市計画法上や建築基準法上の視点も加えて、多面的・多角的に検討するものであるが、文京区はそうならない。「子育てに優しいまちづくり」「子育て家庭に優しいまちづくり」の視点を加え、それに沿った事業計画も盛り込むべきである。</p>	<p>本計画では主要項目の柱として「子どもを守る安全・安心なまちの環境整備」を掲げており、子ども自身や子ども連れの人、妊産婦をはじめ、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組みます。ご指摘いただいたハード面での取組としては、文京区バリアフリー基本構想に基づき、公共施設や道路をはじめ、様々な場面で誰もが快適に過ごせるよう、福祉のまちづくりを推進してまいります。本計画は子育て支援に関する施策に特化した計画である特性上、日照や通風確保、景観に関する個別事業は掲載しておりませんが、今後も引き続き、誰もが快適に過ごせる住環境整備に取り組んでまいります。</p>
16	<p>本計画全体を通じて、「子どもを産みやすいまちづくり」「子育てしやすいまちづくり」の視点を欠けている。「まち」あるいは「まちづくり」の視点は「第4章 主要項目及びその方向性」に於いて、「子どもを守る安全・安心なまちの環境整備」として出て来るが、計画事業を見ても分かるように「防犯」が中心である。閑静でみどり豊かな住環境、離隔を十分に取って十分な日照と通風を確保し、圧迫感のない景観の中で子どもを産み育てるといった側面の事業がないのは理解に苦しむ。文京区はあたかもこうした側面を無視あるいは軽視しているようである。「子どもを産みやすいまちづくり」「子育てしやすいまちづくり」の視点を加え、それに沿った事業計画も盛り込むべきである。</p>	<p>本計画の策定に当たっては、文京区子ども・子育て会議や文京区地域福祉推進協議会において検討を重ねてきましたが、その検討段階における「子ども視点を忘れてはならない」との意見を踏まえ、第1章「計画の目的」の冒頭に「子どもの視点を忘れずに、子どもの人権を守り、子どもを第一に考えた子育て支援が大切」と明記させていただきました。</p> <p>また、本計画では主要項目の筆頭に「子どもの健やかな成長の支援」という柱を掲げており、妊娠・出産・子育て期への切れ目ない支援を行うため、「妊娠出産への支援」「産後ケア」をはじめとした様々な事業を計画しています。さらに、その他の主要項目においては成長段階に応じて多様な家庭がより良い子育てを選択できるための取組や、子どもが様々な体験を通じて成長できる取組を計画しています。</p> <p>これらを通じて、誰もが安心して「産まれ」「育つ」ことのできる体制を構築してまいります。</p>
17	<p>本計画全体を通じて、「子どもを産み育てる立場の視点到立つ」「子どもの視点到立つ」という側面が強調されていない。暗黙の前提とする意見もあるものの、「区民目線」「区民に寄り添う」という視点と同様、明確に打ち出し、明記することが重要であり、本計画に於いても「子どもを産み育てる立場の視点到立つ」「子どもの視点到立つ」という記載を加えるべきである。</p>	<p>「第4章 主要項目及びその方向性」に於いて、「安心して子どもを産む」という側面が無視されているのか疑問である。「5 地域社会全体で子どもを育む体制の構築」としては、なげ「地域社会全体で安心して子どもを産み育む体制の構築」としないのか、その合理的根拠を区民に示し、説明責任を果たすべきである。</p>
19	<p>「第4章 主要項目及びその方向性」に於いて、「安心して子どもを産む」という側面が軽視されている。なぜ、いきなり「安心して育ち、子育てできる支援体制づくり」となるのか疑問である。「安心して産み育て…」としない合理的根拠を区民に示し、説明責任を果たすべきである。</p>	<p>「子どもを産む」という側面が軽視されているのか疑問である。「5 地域社会全体で子どもを育む体制の構築」としては、なげ「地域社会全体で安心して子どもを産み育む体制の構築」としないのか、その合理的根拠を区民に示し、説明責任を果たすべきである。</p>

No.

20

本計画全体を通じて、子ども、子育てする人の表情や雰囲気や脳裏に思い浮かぶような記載がないのは理解に苦しむ。「ほほほほあふれる」表情なのか、「やる気と自信に満ちた」表情なのか、笑顔に満ち溢れている」表情なのか、いずれにしても文京区民がイメージできる姿や表情を具体的に記載することは重要であり、本計画でもそうした記載を盛り込むべきである。

21

本計画全体を通じて、「基本理念」「基本目標」と、「主要項目とその方向性」の間に、「文京区が目指すべき姿(イメージ)」と「目指すべき姿に向けた大切な視点」を組み込むべきである。「目指すべき姿」に向けての「主要項目」であり「方向性」であって、しつかりとした「視点」を踏まえたいという「主要項目とその方向性」である。

また、「基本理念」「基本目標」が実現した姿を具体的にイメージさせるのが「文京区が目指すべき姿」であり、その実現に向けては抜け落ちた視点があってはならないはずである。現状の本計画は「文京区が目指すべき姿(イメージ)」と「目指すべき姿に向けた大切な視点」がいれば「ブラックボックス」となっており、疑問を抱かざるを得ない。それは文京区なりの「子どもの最善の利益」が実現された社会あるいはまちはを描くものであり、その姿を描く責務が自治体にはあるはずである。

SDGsを盛り込むのであれば、「文京区が目指すべき姿(イメージ)」と「目指すべき姿に向けた大切な視点」はSDGsの目標との整合性や連動すべきであり、本計画に於いてその説明もすべきである。

本計画の策定にあたっては、区の新たな行政計画である「文の京」総合戦略」と整合性を保ちながら検討してきました。

「文の京」総合戦略」では「子どもたちに輝く未来をつなぐ」という基本政策を掲げており、その中で「だれもが、安心して子育てができる」ともに、子どもたちが輝く未来に向かって豊かな心を育み、自分らしく健康やかに成長していくことができるまちは目指します。」と表現しており、今回ご意見を頂いた「文京区が目指すべき姿(イメージ)」についてはこちらが該当するものです。

本件につきましては、第1章の3「計画の期間」において図示していませんが、わかりやすい記載となるよう工夫いたします。

また、SDGsに関しては、第1章の「計画の目的」の注釈に「文の京」総合戦略」において、この考え方を取り入れていきます。」と記載しており、本戦略と整合性を図ることで連動させる形としています。

第5章「計画事業」について

明石市の「おむつ宅配便」の取り組みがとても素晴らしいと思います。ぜひご参考にしていただければと存じます。

既にご考慮いただいていると思いますが、父子家庭の支援もお願いいたします。同じく明石市の養育費の立て替え回収も素晴らしいと思います。

小中学生に対する性教育をもっと拡充していただければと思います。国や都の方針よりも、もっと踏み込んだ内容がいいと思っています。

明石市のおむつ宅配事業は、0歳児のいる家庭に毎月無料でおむつをお届け、手渡しすることで母子の健康や虐待の有無をチェックするとともに、配達員との会話を通じて子育ての不安を取り除くことを目的として実施する予定と公表されています。

本区におきましては、乳児家庭全戸訪問事業やネウボウ相談を実施し、対面式で保健師等が相談に応じることで、母子の健康管理や子育てに係る情報提供を行い、適切なサービスに結びつけていきます。

また、子どもがいる生活困窮世帯に対しては、食品を定期配送することや、子どもとその家庭を必要な支援につなげ、地域や社会からの孤立を防ぐ「子ども宅食プロジェクト事業」を実施しています。

このほか、養育支援訪問事業や子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業により、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行います。

父子家庭を含むひとり親家庭への支援については、ひとり親家庭の方が必要な事業をスムーズに利用できるよう、様々な事業を一覧にした冊子を作成し、子ども家庭支援センターで配付しております。今後、ひとり親家庭の方が必要とする子育て支援事業の充実に向けていきます。

また、養育費や面会交流等については、子ども家庭支援センターで弁護士による法律専門相談窓口を実施しております。養育費の立て替え回収等の支援事業については、国や先進自治体等の取組等を研究してまいります。

小中学生に対する性教育については、学校教育としては学習指導要領の趣旨を踏まえ、区立小・中学校とも系統的な発達段階に応じた内容を適切に取り扱い指導しています。

なお、東京都教育委員会において、昨年度、全都で「中学生性教育実施状況に関する調査」を実施し、その結果を受けて、性教育の手引きを改定いたしました。区としても、改定後の性教育の手引きを指導資料としていきます。

発達障害やグレーゾーンの子どもたちへのケアや、その子どもたちへの支援施設がかなり不足している為十分な援助を受けられずに困っています。

また小学校で教員不足による児童への影響や、教員の業務負担が大きいため、学級崩壊や教員の心の病を引き起こし負のスパイラルとなっています。子どもは〇小学校に通っていますが、先生が相次いでお休みやお辞めになり代わりがない為、少人数制や学びの教室の先生や副校長が穴埋めに担任をされていて、授業や業務もその場しのぎの状態です。我が子も発達障害と診断され学校の教員に入りましたが、教員不足のため学びの先生が他のクラスの担任になり子どもたちへの対応もままならない状態です。

教育センターでの相談などは大変複雑していて連絡や予約も出来にくい状態が続いており、子どもの現状を把握する事も難しいのではと感じております。

発達障害児の放課後デイサービスにおいては全く空きがなく、探して探して自宅からバスで40分もかけて通ってますがそこでさえ空いてる曜日は限られており、また遠い為に通いづらく子どもに必要なケアができなさと感じています。1人では通えないため、区の送迎サービスも登録しましたが夕方送迎時間帯は老人のケアサービスが優先されていて結局はどこも枠がなく申し込めませんでした。子どもの送迎時間帯と老人のお風呂や歯医者、病院ケアなどが重なってしまうそうです。

福祉の中に老人と子どもが定義づけられているからか、子ども比べ老人のサービスは優遇されているようです。不公平になるので子どもは別の枠組みにはできないでしょう。普通よりもケアが必要な子どもたちに施設や設備や人手が足りないために多大な影響を与えています。またその親も送迎を理由に仕事を早引きもしくは休むのは無理なため、子どもだけでなく親にもかなりのストレスとなっています。特に関口、目白台、小日向、青柳、水道方面は小学生の発達障害児の放課後デイサービスがほぼないために多数の親子が成長や学習の遅れをリカバリーできずに困っています。どの子にも平等な教育が与えられるはずの日本、特に文京区は教育に特化している場所と聞いていますが、発達障害児の受け入れ体制はまだまだ、かなり遅れていると思います。

私たちは本当に困っています。どうか放課後デイサービス施設や、そのような仕事に従事する方を増やしてください。その為に予算を確保してください。発達障害児と認定されても行き場がなく、相談さえも何ヶ月も待たされています。

子どもの成長は待つはくれませんが、一日でも早くケアしてあげる必要があります。また教員不足解消の対策を練って下さい。ひとクラス40人制、担任制は教員にかなりの負担があります。区議会議員の〇〇さんにも相談させて頂きました。

議会で議題にして頂き少しでも早く対応できるように、どうか意見を反映して頂いて1人でも多くの子どもが適切な対応、平等な教育を受けられるようにしてください。

どうぞ宜しくお願い致します。

教育センターでは、年々増加する相談に対し、総合相談室の相談体制の整備を検討してまいります。

本区においては、平成31年3月に「幼稚園及び学校における働き方改革実施計画」を策定し、副校長をサポートする人員の配置や、指導員や支援員の追加配置等により、教員の働き方改革を進めてきました。今後、教員に代わって資料作成や授業準備を行うスクール・サポート・スタッフの導入等、国や都の動向を注視し、教職員が日々行っている校務の効率化を図り、教員の働き方改革を推進してまいります。

教員の採用や、学級編成の基準等は、都や国の権限ですので区独自に行うことは困難ですが、今後も、各学校の実態に合わせて、非常勤職員等の人的配置を適切に行うことで、安全で、落ち着いた教育環境を実現できるように取り組んでまいります。

放課後等デイサービスにつきましては、利用を希望される方が増えている中で、平成30年以降に区内の3か所の事業所が廃止となったことから、療育の必要なお子さんが希望する日数を利用できない状況が生じており、区としても課題認識を持っております。

本件については、次期障害者・児計画の改定に向け、障害当事者の方及び区内事業所に対して今年度実施した「実態・意向調査」の内容を踏まえ、放課後等デイサービスの提供体制の充実を図ってまいります。

また、放課後等デイサービスへの送迎に係る移動支援サービスにつきましても、様々な機会を捉えて移動支援事業の人材確保に向けた協力、要請を大学等の関係機関に対して行うとともに、現在実施している移動支援従事者養成研修の拡大など、人材確保に向けた取組を進めてまいります。

No. 24	<p>1. p.33~34 子育ての辛さや不安や悩みについて子育てが辛いと感じる世帯の中に障がい児を育てる家庭の存在がありますが、それは見て見ぬふりででしょうか？H25に調査した文京区内のデータでは実に健常児の10倍近くの数値で障がい児家庭は子育ては辛いと回答しています。</p> <p>教育センターの療育に通っているお子さんは預かり制度がなく親御さんは仕事との両立をあきらめなければなりません。長年要望を出していますが全く聞き入れてもらえず、「全ての子育て家庭への支援」から取りこぼされていると感じます。</p>	<p>他の分野別計画である文京区障害者・児計画では、ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念のもと、障害の特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図るとともに、障害のある人もない人も地域で共に暮らし、共に活動できる社会の実現に向けた取り組みを一層進めることが重要とされています。本計画にも同じ基本理念が貫かれており、それに基づいて、「子育てに辛さを感じる人たちに適切な子育て支援を行うための施策を推進していきます。</p> <p>教育センターの児童発達支援センターにおいては、児童発達支援事業終了後は、同じスペースを使用し、放課後等デイサービスを実施しています。そのため、一時預かり保育を行うのは困難な状況となっております。将来的に施設の利用方法を見直す事となった場合の検討課題の一つとさせていただきます。</p> <p>なお、一時預かりを希望される場合には、区内の他制度の紹介を丁寧に行っていきます。</p>
25	<p>p.68. 乳幼児期の口の健康づくりの事業があるならば、目の健康づくりの事業も実施してほしい。</p> <p>こどもの視力や眼疾患は見過ごされやすく、親でも気づかないことが多い、就学後に弱視となり学習障害になるケースもみられるため、早期に発見し対策をすることで眼の健全やかな成長が保証され、育ちに大きな差が出る</p>	<p>区では、乳幼児健診などの機会を捉え、視力検査や乳幼児期にかかりやすい眼疾病のスクリーニングを実施し、疾病が疑われる場合には、速やかに専門医療機関へ紹介し、早期治療につなげるよう取り組んでいます。</p> <p>6か月・9か月児健診では、医師診察所見欄に「斜視の疑い」や「白色腫孔」の有無項目を記載し、3歳児健康診査では、アンケートと絵指標を使用した家庭での検査結果を基に、小児科医による診察を実施しています。</p> <p>スポットビジョンスクリナー等新たな機器を使用した検査方法等の導入については、国の方針や他自治体の動向を注視し、今後研究してまいります。</p>
26	<p>p.110 就学前相談体制の充実</p> <p>各小学校での特別支援教育に関する情報(方針、実態など)がホームページ上でほとんど確認できず、親は何を基準に学校選びをしないか分からない。相談前に事前各校の取り組みが分らないければ一体何を相談すればよいのでしょうか？一校一校電話をして話を聞きにいかなければだめなのではないでしょうか？相談体制の充実というのであれば、全校の特別支援教育に関する情報をホームページ上で公開することを義務化してほしい</p>	<p>就学相談にかかわる特別支援教育の情報としては、本区のホームページに、就学相談会や学校案内、学級見学会等の情報を掲載しています。各校のホームページについては、特別支援教育を含め、それぞれの特色ある教育活動を紹介しているもので、教育委員会が一律に内容を指示する予定はございません。</p>

No.	ご意見(原文)	区の考え方
27	<p>○子育て支援としては多種多様なニーズがあるので、子育てする人間が主体的、自由に選択できるよう、「文京区版子ども手当」の創設が子育て支援にはもともと効果的だと考えます。</p> <p>○小学生の放課後の居場所として、既存のサービスをより有機的に活用することも必要です。具体的には、育成室の利用可能時間の延長、アクティ終了後の育成室の利用などです。現在、夜間まで保育が必要な家庭は、高額な民間のサービスを利用しています。それに見合う、給料を得ている保護者であれば問題ないかと思いますが、パート労働の方はそうもいかないので、公共サービスとして、保育園と同じ19時までを最低限として、さらなるサービスの向上が必要だと考えます。</p>	<p>○子育て支援のニーズには、施設整備など個人で解決することが難しい課題も含まれるため、現金給付のみならず、子育て支援事業と組み合わせて実施することが必要と考えられています。</p> <p>このため、本計画では、様々な取組と合わせて、子育ての経済的負担の軽減を体系に位置付けており、今後各種手当や助成制度のほか、ひとり親家庭の支援や、子どもの貧困対策に関する事業も推進していきます。</p> <p>○小学校低学年の児童の生活リズムへの影響や、児童の登・降室について、保育園と異なり保護者による送迎を必須とせず原則児童が一人で登・降室を行うことから、児童が安全に帰宅できる時間帯を鑑みて、開室時間を18時30分までとしています。ご理解いただきますよう、よろしくお願いたします。</p>

○基本理念 人間性の尊重の中に人権が尊重される地域社会を目指すと考えてありますが、具体的にどのようなことをやっているのか伝わってきません。現に子どもたちが公立小中学校に通っておりませんが、人権週間にはそれなりのお便りが来ますが、人権については週間だけでなく、日常的に意識していかないといいことだと思えます。年々小中学校は人権尊重よりも、全体主義的な活動が増えているように思えます。理念に相反していますが、説明いただきたいです。

○今後区内に見相ができると聞いていますが、ならば文京区版「子どもの権利条約」を作ってください。それを基本とすすべての子どもがの姿のままの姿で生きていける社会を作ってください。

○人権教育ですが、同じくらい大事な性教育について、寝た子を起ささないなどと言っていないで、子どもたちが性暴力の被害者にも加害者にもならないように、教育をしてください。多様な教育ニーズへの対応の中に、「性教育」も入れるべきです。

○資料を見ると、年々児童人口が増えているのがわかるのですが、すでに小中学校の教室が足りない状態ではないでしょうか。今後どのように対応するのでしょうか。具体的に示してください。中学1年生は35人学級のはずですが、それができていない小中学校があります。これについてはなぜしないのでしょうか。どの子も取りこぼさない教育をするためには、できる限り少人数で目が行き届くようにしなければならぬと思います。

○教育委員会としましては、人権教育の推進については、文京区教育委員会教育目標にも位置付けるとともに、小・中学校においては、全体計画や年間指導計画を作成し、教育活動全体を通して指導しています。

また、東京都教育委員会が作成した「人権教育プログラム(学校教育編)」を活用し、子どもたちに人権尊重の理念についての正しい理解や実践する態度など、人権尊重の精神の涵養を図っています。

○平成31年4月に、子どもの権利の尊重、保護者の体罰防止等を明記した「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」が施行されました。区では、この条例等に基づき、東京都や関係機関等との連携を一層強化し、児童虐待防止等、子どもの権利を守り、子どもが健やかに成長していくための支援に努めています。児相設置の検討の中で、子どもの権利条約や都の条例の趣旨も踏まえ、運営方法を検討していきます。

○学校教育としては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、区立小・中学校とも系統的な発達段階に応じた内容を適切に取り扱い指導しています。

なお、東京都教育委員会において、昨年度、全都で「中学生性教育実施状況に関する調査」を実施し、その結果を受けて、性教育の手引きを改定しました。区としても、改定後の性教育の手引きを指導資料としていきます。

○教室増対策については、今後、現在の児童数を基に、必要な学級数の推計を行い、適切に対応していきます。学級編制については、東京都教育委員会の学級編制基準に基づき行っています。学年の生徒数が40人までは1クラス、41～80人までは2クラス、81～120人は3クラスまでと定められています。

東京都教育委員会は、「中1ギャップの予防・解決のための教員加配」として、中学校第1学年の生徒数が一定規模に該当する中学校の教員加配を措置しています。その活用方法については、35人以下学級の実施、もしくは、少人数指導及びティームティーミングの実施としており、本区では、令和元年度、少人数指導及びティームティーミングを実施しました。

No.	ご意見 (原文)	区の考え方
	<p>○PTA 活動との連携強化、活動支援について。PTA 活動が区の下請けのような印象を受けることが多くなりました。本来 PTA は区と対等な立場にあり、有事の際には対峙しないといけない組織ではないでしょうか。区長や区の職員、区議との仲良いグループではありません。</p> <p>○協働による地域共生社会の実現とありますが、子どもたちがシチズンシップを学ぶ機会がありません。自分たちの手で社会を作っていく主権者としての意識が希薄なまま大人に成ってしまっただけで、とても協働できると思えません。</p> <p>○ダイバーシティーを謳うのであれば、中学校の制服は自由に選べるものにしてほしい。自立の支援ならば、中学校の意味のわからない校則は改めるべきです。服装、髪型については「流行りを追わない」「中学生らしく」と言われたことがあります。意味不明です。子どもたちの多くは納得していないけれど、歯向かうと面倒だから(内申に関係するから)従っているだけです。生きる力、考える力を養うためにも、子どもたちが考え、安心してものが言え、異論は悪いことではない、民主的に話し合う経験をさせてください。</p>	<p>○PTA は、子どもたちの健全な成長を図ることを目的とした、独立した任意団体であり、その運営は、各校の規約に基づいて行われています。区は、PTA が活動するに当たっては、随時、支援に努めています。</p> <p>○主権者教育については、選挙権年齢の引き下げにより、小・中学校から体系的に充実させることが求められています。本区では、文京ふるさと副読本等を活用するとともに、専門家や関係機関の協力を得ながら、児童・生徒が主体的に取り組む体験活動を充実させています。</p> <p>○校則は、学校が集団生活の場であることから、一人一人の生徒に応じて指導を行っています。また、校則や生徒心得等は、生徒が健全な学校生活を営み、生徒が互いによりよく成長していくための行動の指針です。</p> <p>また、校則等の内容は、学校や地域の実態に応じて定められることから、生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況などを踏まえたものになっているかが大切であり、各学校には、絶えず見直すよう働きかけ、生徒の実態に合わせたものとなっています。中学生サミットにおいても、テーマとして検討された年もありました。</p>
29	<p>教育センターの開設によって幅広い世代の様々な子の問題に取り組んでいると思います。今は人の一生を考える事は人として全員が考える時代になったと思います。自然に行動していた方も今までたくさんいらっしゃいました。文京区だけではなく日本の問題でもあり、「大人の幼児化」という人もいてそんな大人にならない様、願うばかりです。まずは身近なところからもう一步進めることですね。</p>	<p>子育て支援においては、保護者が子育ての第一義的責任を有する基本的認識の下に、社会全体で支援していただけることが求められています。</p> <p>また、子育て支援計画は、地域福祉保健計画の1つに位置付けられ、他の分野と共通認識を持って策定されています。</p> <p>計画の推進にあたっては、協働して地域ぐるみの支え合いを推進するとともに、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人一人ひとりと資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現を目指し、各事業を実施していきます。</p>
30	<p>人種、国籍、宗教などの人それぞれの違いを「多様性」として認め、互いを尊重することは良いことだが、それが行き過ぎると文京区の静かで住みやすい環境が損なわれる恐れがある。文京区に住む子どもや親世代には文京区の良き伝統や慣習を守って受け継いでほしいと思う。「多様性」を意識しすぎて文京区の住みやすさが失われられないようなことがないようにしてほしい。</p>	<p>区では、人種、国籍、宗教などの違いによるあらゆる差別や偏見を無くしていくことが重要であり、そのことが差別や偏見のない誰もが入りやすい区へとつながっていくものと認識しています。</p> <p>今後、人権と多様性を尊重する社会の実現に向けて、一人一人が価値観・文化等の違いを認め合い、理解不足等による差別や偏見が無くなるよう啓発を進めていきます。</p>

No.	ご意見(原文)	区の考え方
31	認可、無認可の保育園が増えてきているのにくらべて公園など野外で遊べる場所が少なないので空き地などを公園にするよう努力してください。	区内で新たに公園用地として取得できる土地が非常に限られた状況ではありますが、取得の際は、整備を進めていく中で利用者の意見を踏まえ、地域のニーズに対応した子ども環境整備に努めていきます。

区民説明会における意見と区の考え方

No.	発言(主旨)	区の考え方
1	<p>出産当初の子育ては非常に大変だった。ネウボラで産後ケアのサービスがあることを知り、いきいきサービスの紹介を受けてとても助けられた。振り返るとネウボラ相談の時にもらった一式の資料がとても役に立っている。ネウボラでもらえる育児パッケージは、出会ったママたちに特に好評である。</p> <p>出産後の戸別訪問（こんにちは赤ちゃん全戸訪問事業）の際にも区で行っている子育て支援事業の情報を提供してもらえた。サタデーパパママタイム、母親学級、両親学級、子育てひろば、ステップ・アップ離乳食、みるく倶楽部、児童館などを利用しているがどれも素晴らしい事業だと思う。</p> <p>子育て世帯の方たちはまだまだこれらの事業のことを知らない人が多い。どうやったらその方たちに情報を伝えあげられるか考えしてほしい。できれば妊娠期からこれらの情報が伝わるほうが望ましい。子育て応援メールマガジンは利用しており、気に入った記事は祖父母にも転送している。B-ぐるる広告やYouTube、QRコードなどを活用してこまめに広報して欲しい。</p>	<p>現在、区報、B-ぐるる広告への掲出、子育てガイドの電子版作成などに取り組んで情報発信に努めています。妊娠期からの周知については、出産前に妊婦全数面接、出産後に乳児家庭全戸訪問事業を行い、全ての方に情報が行き渡り、サービス利用につなげるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、将来的にはAI等自動応答による情報発信も整備すべきと考えており、引き続き効果的な方法を検討しながら積極的に情報発信していきます。</p>
2	<p>育成室が9か所新設されるとあるが、育成室はどこに入室するかは選べない。区全体でニーズを満たしているとしても、自宅の近くに作られなければ待機となるとか。</p> <p>また、子育て支援施設で特別な支援を必要とする児童の数が増えている。このことは育成室での保育にどう影響するのか。この傾向が続くと特別な支援を必要とする児童が育成室に入れられない事態となるのか。</p>	<p>新たに育成室を整備する際には、どの地域に待機児童がいるかを把握しながら整備していきます。</p> <p>また、育成室では特別な配慮が必要な児童については、保護者に関き取りを行い、加配の必要性の審査を行った上で、一対一で非常勤職員を加配して対応していきます。育成室に入室できるかどうかは、配慮の必要性の有無ではなく、その家庭の保育状況によって決まります。特別な配慮が必要な児童数が増えたとしても、一対一で非常勤職員を配置することには変わりはありません。</p>

No.	発言(主旨)	区の考え方
3	<p>児童相談所はいつできるのか？人材確保が難しいとは、具体的にどのような人材が不足しているのか。</p>	<p>当初の計画では令和4年度後半の開設を予定していたが、開設に必要な専門的な人材の確保が難しいことから、現在、開設時期の見直しについて検討をしています。特に、児童福祉司等の指導・教育に当たる児童福祉司スーパーバイザーを担う人材が不足しています。</p>
4	<p>保育園は0歳から入園しておかないと上の年齢になってからでは入りにくい。そのため多くの方が育児は1年だけ取得して職場復帰している。今回の計画で保育園が整備されれば0歳の時に入園していなくても、2歳や3歳からでも入りやすくなるのか。</p>	<p>ここ数年で、新規開設園を大きく増やしており、入園しやすい環境の整備に努めているところです。</p> <p>また、ハード面での条件など一定の制約はあるものの、新しく保育園を開設するに当たって、2歳、3歳に上がる際の定員に傾斜をつけるなどの調整を行っています。</p>

子育て支援計画（中間のまとめ）からの主な変更点

No	章	箇所	変更前（中間のまとめ）	変更後（最終案）
1	第1章	3 計画の期間		「 <u>文の京</u> 」総合戦略」と子育て支援計画の整合性を示す両矢印の図を追加し、ページ下部に注釈を記載
2	第3章	(7) グラフ	棒グラフの順序 中学生保護者→中学生本人→高校生本人→高校生世代本人の順	棒グラフの順序 高校生世代本人→中学生本人→中学生保護者 の順 (項目なし) の表示を説明する注釈を追加
3	第4章	4 安心して育ち、子育てのできる支援体制づくり	子どもが安心して育つためには、子ども自身の権利が保障されることが不可欠です。予防的支援をさらに推進し、要保護・要支援家庭への適切な対応など、児童相談所を中心とした、関係機関が有機的に連携した総合的な支援体制を構築し、児童虐待への対応と未然防止に努めていきます。 ○ 児童相談所設置及び運営に向けた取組	子どもが安心して育つためには、子ども自身の権利が保障されることが不可欠です。予防的支援をさらに推進し、要保護・要支援家庭への適切な対応など、 <u>今後設置する「(仮称)文京児童相談所」</u> を中心とした、 <u>関係機関が有機的に連携した総合的な支援体制を構築し、児童虐待への対応と未然防止に努めていきます。</u> ○ <u>児童相談所設置に向けた取組</u>
4	第5章	1 計画の体系		「子ども・子育て支援事業」と関連する事業に★マークを示
5	第5章	1-2-3 乳幼児期の口の健康づくり	1-2-3 乳幼児期の口の健康づくり	1-2-3 乳幼児期の歯と口の健康づくり 医療的ケア児の受け入れや支援の必要性が高い子どもへの利用等を踏まえた専門職員の配置及び職員の資質向上による提供体制の充実を図るとともに、障害児相談支援は、増加傾向にある利用計画及びモニタリングに対応できる体制整備を検討する。また、総合相談室で行っている機能訓練・グループ支援センターの拡充を検討する。
6	第5章	1-3-1 児童発達支援センターの運営 「計画内容」	支援の必要性が高い子どもへの利用等を踏まえた専門職員の配置及び職員の資質向上による提供体制の充実を図るとともに、障害児相談支援は、増加傾向にある利用計画及びモニタリングに対応できる体制整備を検討する。また、総合相談室で行っている機能訓練・グループ支援センターの拡充を検討する。	医療的ケア児の受け入れや支援の必要性が高い子どもへの利用等を踏まえた専門職員の配置及び職員の資質向上による提供体制の充実を図るとともに、障害児相談支援は、増加傾向にある利用計画及びモニタリングに対応できる体制整備を検討する。また、総合相談室で行っている機能訓練・グループ支援センターの拡充を検討する。
7	第5章	1-3-6 医療的ケア児支援体制の構築 「事業概要」	医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行う。	<u>学識経験者、行政機関、事業所等の関係者による会議体を設置し、課題の共有や地域ニーズを把握し、課題解決策や支援方策等について検討する。</u>

子育て支援計画（中間のまとめ）からの主な変更点

No	章	箇所	変更前（中間のまとめ）	変更後（最終案）
8	第5章	1-3-8 文京区総合福祉センターにおける医療的ケア児の受入れ	—	「1-3-8 文京区総合福祉センターにおける医療的ケア児の受入れ」 文京区総合福祉センターにおいて、家族以外の他者（他の医療的ケア児や支援者等）との交流活動等を行うことにより、社会参加の機会を図る。
9	第5章	2-2-9 医療的ケア児在宅レスパイト事業	医療的ケアが必要な在宅の障害児を介護する同居の保護者等の一時休息（レスパイト）を図るため、看護師又は准看護師を居宅に派遣し、医療的ケア等を行う。 妊娠周期や子どもの月齢に合わせた、タイムリーな行政情報の充実を図る。	医療的ケアが必要な在宅の障害児等を介護する同居の保護者等の一時休息（レスパイト）を図るため、看護師又は准看護師を居宅に派遣し、医療的ケア等を行う。 妊娠周期や子どもの月齢に合わせた、タイムリーな行政情報の充実を図る。
10	第5章	2-4-2 子育て応援メールマガジンの配信「計画内容」	また、新たに子どもを授かった世帯に対し、事業案内パンフレット等により、周知を行う。	また、新たに子どもを授かった世帯に対し、事業案内パンフレット等により、周知を行う。 さらに、令和2年度から産後メールの配信対象年齢を5歳まで拡大する。
11	第5章	3-3-11 環境教育の推進	—	「3-3-11 環境教育の推進」 次世代を担う子どもたちへの環境教育を推進するため、省エネルギーの取組、ごみを減らす取組などのアクションプラン（行動計画）について、子どもを対処とした普及啓発リーフレットを作成し、配布する。対象は小学校5年生。

子育て支援計画（中間のまとめ）からの主な変更点

No.	章	箇所	変更前（中間のまとめ）	変更後（最終案）
12	第5章	4-2-1 4-2-2	<p>4-2-1 児童相談所の設置準備及び運営 平成31年3月に策定した「（仮称）文京区児童相談所基本計画」に基づき、具体的な相談体制及び関係機関との連携等を検討するほか、運営に必要な職員を確保するとともに、他自治体の児童相談所への派遣等により職員育成を図る。</p> <p>あわせて、施設整備については、必要な機能を実現するとともに、地域の住環境に配慮したポリュームとなるよう設計、建設工事等を計画的に進めていく。</p> <p>また、開設後については、増加する児童虐待等に迅速に対応するため、子どもと家庭を対象にあらゆる相談に対応し、必要に応じて子どもを一時保護するほか、里親制度など社会的養護の取組を推進する。</p> <p>4-2-2 児童福祉協議会の設置及び運営 児童福祉法に基づき児童福祉協議会（本委員会及び専門部会）を設置・運営する。</p> <p>要保護児童等に対する措置、保育所の認可、児童福祉施設に対する命令等に対し意見を述べるとともに、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する調査審議等を行う。</p> <p>また、区長の諮問に応え、または関係機関に意見を具申する。</p>	<p>4-2-1 児童相談所の設置準備 平成31年3月に策定した「（仮称）文京区児童相談所基本計画」に基づき、具体的な相談体制及び関係機関との連携等を検討するほか、運営に必要な職員を計画的に確保するとともに、他自治体の児童相談所への派遣等により職員育成を図っていく。</p> <p>4-2-2 児童相談所の施設整備 「（仮称）文京区児童相談所基本計画」に基づき、相談機能や一時保護機能など児童相談所として必要な機能を実現するとともに、地域の住環境に配慮したポリュームとなるよう <u>に検討を行い、利用者にとって安全で安心な施設となるよう実施設計等を計画的に進めていく。</u></p>

子育て支援計画（中間のまとめ）からの主な変更点

No	章	箇所	変更前（中間のまとめ）	変更後（最終案）
13	第5章	4-3-7 不登校への対応力強化「事業概要」	不登校の児童・生徒に対して、様々な専門家・専門機関が関わり対応を強化することで、生活リズムの立て直し、豊かな対人関係の経験、自己肯定感のアップに寄与し、児童・生徒一人ひとりが、将来に希望を持ち、より健康で充実した日々を送っていくことを支える。	不登校の児童・生徒に対して、様々な専門家・専門機関が関わり対応を強化することで、生活リズムの立て直し、豊かな対人関係の経験、自己肯定感のアップに寄与し、児童・生徒一人ひとりが、将来に希望を持ち、より健康で充実した日々を送っていくことを支える。また、 <u>区立小・中学校で実施している学級集団アセスメントの実施学年の拡大や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充を図ることで、不登校を生まない教育環境の整備を行うとともに、民間フリースクールとの連携について拡充を検討する。</u>
14	子ども子育て支援事業計画編	4 地域子ども子育て支援事業の量の見込みと提供体制		「確保方策の考え方」の欄に関連事業を表示
15	子ども子育て支援事業計画編	4 (8) ≪一時預かり事業（幼稚園型以外）≫ 「確保方策の考え方」	令和5年度に開設予定新規施設（キッズルームかごまちと同規模を想定）	令和5年度に大塚一丁目都営バス大塚支所跡地に新規施設を開設予定
16	子ども子育て支援事業計画編	4 (10) 病児保育事業「確保方策の考え方」	新規施設	春日・後楽園駅前地区病児・病後児保育施設
17	資料編			新たに「子どもの権利条約」を掲載

